



## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について

### ● DV防止法のあらまし

**Q** 最近、DVに関する法律が改正されたそうですね。

**A** 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「DV防止法」の改正法）のことですね。DV防止法は平成25年6月に改正され、平成26年1月3日から施行されています。

**Q** そもそも、DV防止法とはどのような法律ですか。

**A** この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、制定された法律です。



**Q** DV防止法は裁判所の手続に関する法律があるのですか。

**A** DV防止法は、裁判所に対する**保護命令**の申立てについても規定しています。保護命令とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力

を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずるものです。DV防止法は、平成16年と平成19年にも一部改正され、保護命令に関しては、保護対象者、対象となる暴力の範囲、命令の期間及び命令の内容が拡大されました。

**Q** 保護命令はどのくらい発令されているのですか。

**A** 平成13年にDV防止法が施行されてから、平成24年末までに、**約2万3000件**の保護命令が発令されています。また、平成17年以降は毎年2000件以上が発令されています。

### ● 平成25年改正のポイント

**Q** 今回の改正で、何が変わったのですか。

**A** **一定の関係にある交際相手からの暴力**も、この法律の対象となりました。近年、交際相手からの暴力が社会的に問題になっており、被害者やその親族が加害者によって殺害されるという痛ましい事件も生じていましたが、ストーカー規制法などの他の法律では対応が難しい場合もありました。そのため、交際相手からの暴力を防止し、その被害者の保護を図るため、DV防止法の適用対象を拡大する法改正を求める声が高まっていました。

**Q** 今後、新たに保護命令の申立てができるのは、どのような関係にある交際相手からの暴力についてなのですか。

**A** 今回の法改正で、DV防止法の対象となったのは、**生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力**、つまり、**いわゆる同棲相手からの暴力**のみです。したがって、同棲関係にない交際相手からの暴力はDV防止法の対象となりません。

**Q** 今までは配偶者からの暴力の被害者しか対象ではなかったのですね。

**A** はい。もともと、「配偶者」には婚姻届を提出している夫婦だけでなく、婚姻届を提出していないが事実上夫婦関係と同様の事情にある場合も含むとされていました。

**Q** 事実上の夫婦関係と同棲関係は何が違うのですか。

**A** 法律上の夫婦関係は、「婚姻意思」、「共同生活」、「婚姻届出」が必要ですが、事実上の夫婦関係は、「婚姻意思」と「共同生活」はあるが「婚姻届出」がないものとされています。同棲関係は、「共同生活」のみが必要で、「婚姻意思」は不要です。

**Q** 共同生活をしている相手からの暴力の被害者であれば、すべてDV防止法の対象となるのですか。

**A** いいえ。婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものは除かれています。したがって、ルームシェア、学生寮、社員寮などの共同生活や親族関係に基づく共同生活は除かれます。

**Q** かつて同棲関係にあったが、同棲関係を解消した場合はどうですか。

**A** 同棲相手から暴力を受けた後に同棲関係を解消し、引き続き暴力等を受ける場合についても、同様に適用対象となります。

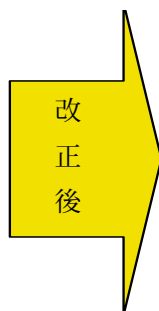
### ● 保護命令を申し立てるには

**Q** 保護命令の申立てをするには、どのような準備が必要ですか。

**A** 保護命令申立書には、配偶者暴力相談支援センター又は警察で相談をした事実等を記載するか、相手方からの暴力等を受けた状況等の所定事項を記載した宣誓供述書（公証人の前でその記載が真実であると宣誓をした上で署名押印をした書証）を添付することとされています。そのため、申立ての前に、配偶者暴力相談支援センター又は警察で相談するか、宣誓供述書を準備しておく必要があります。その他、申立てに必要な費用、書類等の詳細は、申立先の地方裁判所にお尋ねください。

### 改正DV防止法による適用拡大について

法の適用対象
配偶者 (事実婚や元配偶者(※1)も含まれる。)



法の適用対象
配偶者 (事実婚や元配偶者(※1)も含まれる。)
生活の本拠を共にする交際相手(※2) (元生活の本拠を共にする交際相手(※3)も含まれる。)

- ※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
- ※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。
- ※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合